

第五十一回国参議院社会労働委員会會議録第十号

昭和四十一年四月十二日(火曜日)
午前十時五十一分開会

出席者は左のとおり。

理事

委員

鹿島 俊雄君	黒木 利克君	國務大臣	厚生 大臣
佐野 芳雄君	紅露 みつ君	政府委員	厚生大臣官房長
丸茂 重貞君	佐藤 芳男君	厚生省医務局長	梅本 純正君
	土屋 義彦君	厚生省児童家庭局長	若松 栄一君
	山本 杉君		竹下 精紀君
	横山 フク君		
	大橋 和孝君		
	森 勝治君		
	山崎 昇君		
	小平 芳平君		
		事務局側	
		常任委員会専門員	中原 武夫君
			鈴木 善幸君

本日の會議に付した案件

○こどもの国協会法案(内閣提出)

○診療エックス線技師法の一部を改正する法律案(内閣提出)

〔理事佐野芳雄委員長席に着く〕

○理事(佐野芳雄君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

こどもの国協会法案及び診療エックス線技師法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から両案に対する提案理由の説明を聴取いたします。鈴木厚生大臣。

○国務大臣(鈴木善幸君) ただいま議題となりましたこどもの国協会法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年における人口構造の少産少死型への転換と、科学の著しい進歩に伴う技術革新は、幼少人口の資質向上に対する社会的期待を大きくしております。しかしながら、経済の高度成長によってもたらされた人口の都市集中、農村における生活の都市化等の社会情勢の変化は、児童を取り巻く社会環境を悪化させて、児童非行の増加、不慮の事故死の増加など、児童を健全に育成する上に憂慮すべき問題を種々惹起しておりますことは、あらためて申し上げるまでもありません。

本来、児童にとりまして、遊びは教育、栄養とともに、その心身の発達に欠くべからざるもので、このような事態に対処するため、政府といたしましては、児童館、児童遊園など、児童の健全な遊び場を全国に普及整備してまいりましたが、一方、皇太子殿下御成婚記念事業の一つとして、昭和三十六年より、東京都と神奈川県にまたがる約九十二万平方メートルの国有地に、児童の健全な遊び場のモデルともいうべき、こどもの国の建設を進めてまいりましたことは、すでに御承知のとおりであります。このこどもの国は、昨年五月一部施設が完成した機会に仮開園をいたしました。が、その設置運営の基盤を確立するため、特殊法人こどもの国協会を設立し、これに国有財産を出資して、その適切な運営に当たらせたいと思っております。

この法律案は、特殊法人としてこどもの国協会を設立してその目的を定めるとともに、この特殊法人の資本金、組織、業務、会計、監督等に関する、所要の規定を設けたものであります。すなわち、

第一に、こどもの国協会は、児童の健康を増進し、かつ、その情操を豊かにするための施設を設置してこれを適切に運営し、もって心身ともにすこやかな児童の育成に寄与することを目的とするものであります。

なお、こどもの国協会は法人とし、その設立の際の資本金は、政府が全額出資することといたしております。

第二に、この法人の業務についてであります。第一に掲げた目的を達成するため、児童のための遊戯施設、教養施設、生活訓練施設等の諸施設が総合的に整備された集団施設を設置運営することとし、この集団施設をこどもの国と称することといたしております。なお、このほか、この法人は、目的達成に支障のない限り、その設置する施設を一般の利用に供することができることといたしております。

第三に、この法人の役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置き、理事長、監事は厚生大臣が、理事は理事長がそれぞれ任命することとし、その任期は、理事長及び理事は四年、監事は二年といたしております。

最後に、この法人は厚生大臣の監督を受けるのでありますが、その業務の公共性にかんがみ、業務方法書、事業計画、予算、財務諸表等については、厚生大臣の認可または承認を受けることを要するものとしたのであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及び内容の概略であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願ひ申し上げます。

げます。

次に、診療エックス線技師法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

最近における医学の進歩及び放射線科学の開発に伴い、医療の分野における各種放射線の利用の増大は、まことにめざましいものがあり、特に近時ガン対策においてはきわめて重要な地位を占めているのであります。

すでに放射線のうち、エックス線に関しては、診療エックス線技師の制度化も行なわれているのでありますが、その他の医療用放射線は、現行法上、医師及び歯科医師のみがこれを取り扱うこととされており、このため、放射線医療の円滑な遂行に支障を来しているのであります。このような現状にかんがみ、医療用放射線を取り扱う者の資格制度を設ける必要があると考え、ここにこの法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の内容について、その概略を御説明申し上げます。

まず、この法律案におきましては、従来の診療エックス線技師に加え、新たに診療放射線技師の資格制度を定めることとし、法律の題名を診療放射線技師及び診療エックス線技師法に改めることといたしております。

第二に、この法律案では、診療放射線技師とは、厚生大臣の免許を受けて、医師または歯科医師の指示のもとに、放射線を人体に対して照射することを業とする者をいうことといたしております。

第三に、診療放射線技師になるためには、文部大臣が指定した学校もしくは厚生大臣が指定した養成所において、大学入学資格者にあつては三年以上、診療エックス線技師にあつては一年以上修

業した後国家試験に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならない旨を定めております。なお、経過的特例として、この法律の施行の際、現に診療エックス線技師である者等については、昭和四十六年十二月三十一日までの間は、二年以上の業務経験を積んだこと及び厚生大臣が指定した講習会を修了したことを条件として、診療放射線技師試験の受験資格を認めることとしたしております。

第四に、放射線を人体に対して照射する業務を医師、歯科医師、診療放射線技師及び診療エックス線技師の独占業務としたのでありますが、診療エックス線技師については、そのうち百万電子ボルト未満のエネルギを有するエックス線のみを照射することを業とすることができるよう定めております。

以上がこの法律案の理由であります。何とぞ慎重に御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○理事(佐野芳雄君) 診療エックス線技師法の一部を改正する法律案については、本日は提案理由の説明聴取のみにとどめて、これより、こどもの国協会法案に対し、質疑に入ります。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○森勝治君 ただいま大臣からこどもの国協会法案の説明を受けたわけですが、この協会法案なるものは、本来、厚生省所管というか、直営であるべきが私は最も至当な施策かと考えておりましたが、今度提案になりましたのは、団体をつくり、公共法人をつくる、そこで運営の面を当たらせるといふことでありますが、なぜこれをこどもの民営に移されたのか、新宿御苑のように国営で行なうとしておられないのか、この点ひとつ聞いてみたいと思います。東京都におきましても、これはもう上野動物園、多摩動物園、その他井の頭公園、あるいは、また、民間におきましても谷津その他にこういう施設がありますけれども、本来なら、厚生省がこの種の施策を考えましたならば、やはりこれは一種のモデルケース

として、この提案にありましたように、子供の精神を伸ばすこととかに成長させるためにそういう目的を持っていたとするならば、当然こどもの施設に範をたれるような模範的な経営、運営が直営としてなされてしかるべきだと私は考えておりますが、そういう点についてまず伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(竹下精紀君) こどもの国協会につきましても、提案理由の中にもございましたように、皇太子の御成婚を記念してこどもの国をつくるということであつたわけでございますが、これにつきまして、皇太子御成婚のときに全国から寄せられました金がございます。そういった金を基金といたしまして、また、国費も投入いたしますが、よりよくこれを運営いたしますためには、むしろ直営よりは、寄付金として集めた善意の金をもつて運営していく、こういうような考え方が当初からございまして、これを特殊法人として運営するといふ考えであつたわけでございます。直営にいたしますと、確かに先生の御指摘のような利点もございまして、しかしながら、これは予算で運営されるということになりますと、どうしても財政上の制約がございまして、また、人をふやすというふうな場合も定員法その他の関係でむづかしい問題も出てまいります。こういった施設の運営は、むしろある程度いわば企業的な面も必要でございまして、そういう面からいたしますと、法人というところで弾力的な運営をいたすということが必要かと考えておる次第でございます。

○森勝治君 いま運営の面についてそういう御答弁がなされたのですが、それならば大蔵省に今年度二千万の予算措置要求をしなければいけません。二千万の要求をしたただの一銭も出してもええ、けとばされてしまった、だからいまのようないふ御答弁に相なつたかと思ひます。が、少なくとも厚生省が所期の目的を達成せんがために行なう施策でありますから、いま直ちにかりに法案が通過してあの機関を運営するとしても、現実の面で、当面運営が困難をきわめるの

じゃないかと思ひます。数字的に見ましても、昨年の五月に開園されてからここの二月まで五十二万人の入園者があるわけでありすけれども、四十一年度は入園者約八十八万人、四千四百二十万四千円何がしかをこの協会の運営の入園料として計上しておるわけでありすが、この入園料の内容を見ましても、これは他の同施設のもの、たとえば上野動物園、多摩動物園、あるいは、また、民間の向ヶ丘遊園、谷津遊園の入園料から比較すると、国が立案をして計画をしたこの種のものからしますと、入園料が非常に高いわけでありす。

そこで、私は、同種の、この種のものの他の機関の内容を若干申し述べてみたいと思ひます。が、上野動物園、多摩動物園、新宿御苑、これらはいずれも東京都と国営であります。上野動物園の場合は、三十九年には四百七十七千人入園して、その入園料の収入が二億九百三十七万円、多摩動物園ですと、入園者六百六十二千人、収入が四千七百七十四万円、新宿御苑は八百八十五千人の入園者に対して五千七百七十五万円の収入をあげておるわけでありす。民間の向ヶ丘遊園につきましても、やはり三十九年には六十一万六千人の入園者で六千四百三十六万円、千葉の船橋ですか、谷津遊園は八百八十二千人の入園者で九千三百四万円の収入をあげておるわけでありす。こどもの国の場合は、先ほど私が若干触れましたが、多摩動物園、上野動物園の入園料に対しても非常に高いといふことになるわけでありす。たとえば具体的にこのことあげいたしますと、上野動物園は小学生が十円でありすが、このこどもの国は三十円徴収といふことであります。上野動物園、多摩動物園はいずれも十円でありすが、団体の場合は六円になつておりますけれども、こどもの国では十円といふことであります。国が企画をし、国がその団体を育成しようとするそういうものについて、他の施設よりも数段入場料が高い、しかも、入場料をあて込んで運営に当たるといふことになると、三十五年にこの種の計画をお立て

になつたときにはそういう説明はおそらくされていなかったと私は考えておるのです。子供の心もからだもすこやかに伸びることを念願し、国の金も注ぎ込んでもよいという念願のもとにこれは計画、立案されたものでありますから、今日の段階において大蔵省の協力を得ることができないので、これはもう自立独立、独立独立、国ではやり切れないから民間に移すといふことに相なるならば、これは一体創立の趣旨がどこにあるのか、その辺のことについて私は多大の疑問を感じるものであります。したがって、五年後には百万から百五十万の年間入園者をあて込んでおるわけでありすが、これだけを見ましても、入園料に依存するといふところに一つの問題があるわけでありす。少なくともこの運営の三分の二は入園料でまかなうわけでありす。しかし、いま私が申し上げましたように、小学生の入園料が、上野動物園、多摩動物園から比べて三倍の料金などということは、これはもう国のあるべき姿ではないと思ひます。また、これを上野動物園、多摩動物園並みに引き下げるということになると、入園料はさらに下回つてくるわけでありす。そうなれば、当然ここの赤字経営が予想されるわけでありす。したがって、これはもう設置早々の間におきましては、当然国が赤字を補てんすべきだ、こういう解釈を私は持つのであります。この辺についてはどう考えておられるのか。

○政府委員(竹下精紀君) 東京都の持つております上野動物園あるいは多摩動物園、これらは先生の御指摘のように、小学生の場合の入場料は十円でございます。で、新宿御苑の小学生につきましても二十円、それに比較いたしますと、こどもの国の三十円はまあ高いといふことでございすが、これはいわば特殊法人でございまして、直営と民間の中間に位置するわけでございますが、そういう面から見ますと、民間のそういう施設の入園料と比較いたしますと若干安くなつてゐる、こういうふうなことでございす。この点につきましても、運営につきましてはこの入園料でやらせ

水深につきましても、どの地点をとりましても八十センチ以下というようなことで配慮いたしたわけであります。なお、水辺、がけ、その他自動車訓練道路もございしますが、そういった面につきましては、必要に応じて危険防止のさくを設ける等の配慮を行なっております。園内の連絡設備といったしましては、本部の指令室の放送設備を中心にいたしまして、園内十二カ所にスピーカー、それから九カ所に緊急連絡用の電話を配置してございします。

なお、施設の安全管理のための職員につきましては、児童指導員の八名、それから電気技師関係の二名、それから巡視が九名でございしますので、大体十九名がそういった職員として安全管理の仕事をいたしておるわけでございます。こういったた

職員につきましては、交通訓練施設、プール、児童遊園、湖、キャンプ場、こういったところに指導員を常時配置いたしているわけでございます。

てございまして、不慮の事態に対処するために、またパトロールも実施いたしております。もちろん日曜日等の非常に人がたくさん入る場合にはポ

ランテア活動がございしますが、そういった人も
大抵三十人はふだん確保してございまして、必要
に応じましてこういった人をふやして危険防止の
二つ努力を、二つにおつておるつもりでございます。

○森勝治君 入園児童の安全保護のためのいわゆる監視員と申しましょうか、見張り員と申しましょうか、案内人と申しましょうか、そういうこと

とに専門に当たる係りの方は一体何人おられるのか。この九十二万平方メートルの中で、それらの人は警備員という名称が用いられているらしいの

○政府委員(竹下精紀君) 安全保護に当たります

職員につきましては、指導員が八名と、警備員と申しますか、巡視に当たる人が九人でございますので、計十七人が常置されておるわけでございます。

す。

○森勝治君 それから、いま、あとの問題で触れられましてボランティアですが、三十人確保というところでありますが、その程度で済むのでしょうか、その程度で。たとえば私は、これはいまの段階ですと、少なくとも一日三千名ぐらい収容するということになると、これは大体何か小学校の六年生ですか、に依頼しているようでありますが、少なくとも最小限百人程度もしくはそれ以上お願いしなきゃならぬのじゃないかと思うのです。

それから、もう一つは、他の同種の職員の配置状況から見ても、当然こどもの園におきましては、いま五十九名が園長以下の員数でありますから、少なくとも約倍、百名程度を配置しなければ入園児童の安全の確保をはかることができないのではないかと思うのです。したがって、独立採算という、推進をたつとぶあまり、適切な人間の配置にもし欠くところがあり、そのことによつて不測の事態が起こるということになれば、これまたゆゆしき問題になるので、十分これは職員の配置方を考えてもらわなければなりません。ですから、私は先ほど逆算して五十九名という数字をはじいたのか、こういう質問をしたのであります。が、当然これは理想的とは申すことはできなくて、この種の九十二万平方メートルという広大な地域における職員の子供たちの安全管理ということになりますと、いま申し上げたように、くどいようですが、少なくとも百名程度の職員をもつて充てなきゃならぬと思うのです。そうすれば、すでに私が伺いました予算措置の問題になりますと、入園料四千四百十二万四千円という程度では、これはもうまかない切れないうこと、したがって、ここにもまた早々の間における国費の補助出費という問題が当然これはもうなされなければならぬわけでありまして、そういう問題について、職員の増員の問題、増員というより、むしろこれからきめるわけでありまして、職員の適正配置の問題、それと勘案された予算措置の問題について、もう一度ひとつ伺いたい。

○政府委員(竹下精紀君) 先生御指摘のように、理想的に申しますと常置の職員が百名くらい必要だということにつきましては、私どもも大体そう考えておるわけでございまして、現在の段階としてしましては五十九名をもってスタートいたしておりますが、その不足の分についてはアルバイトを雇うとか、また、ボランティア・サビースを受ける、こういうことで、実際上の問題といたしましては安全確保のために最大の努力を払っているわけでございまして、私どもも、子供の安全という問題につきましては、本来、健全な育成というところが目的でございまして、そういうことがないよう、先ほど申し上げましたように、最善の努力を今後ともやつていくつもりでございまして、そういうボランティアのサビースということによりまして、現在国費その他の問題につきましては、先ほど申し上げましたように、援助をしようというところは期待をしていないわけでござい

ます。

○森勝治君 それでは、また違った角度から聞きますが、いま私は他のこの種の関連施設についての問題も若干研究したのですが、いまの人間の配置の問題から見ても、他の施設に数段劣るところ明らかであります。正直申し上げて、ならば、児童公園とか児童遊園とか、あるいは、また、向ヶ丘遊園とか谷津遊園とかいう施設があるわけでありまして、この施設に数段劣るところ、人間の配置についても劣り、また、もちろん完備されませんから、施設の分野においても劣っております。そういう施設も劣り、内容も劣ると言わざるを得ない現段階においては、いま私が申し上げたそういう他の施設との異なる点は一体どこにあるのか。少なくとも、こどもの園というものを考えるためには、一定のやはり当然目的があるわけでありまして、目的、趣旨は先ほど大臣が説明されましたが、いま局長の答弁を聞きますと、特異性などというものは一か所から見ると、残念ながらできない。他の施設よりも劣る施設、予算措置についてもこれは劣る、これでは一

体厚生省が本腰を入れ、力こぶを入れてやろうという施設にしては、あまりにも寒々とした施設ではないかと私は疑念を持つわけでありまして、したがって、他の施設との違い、特徴的な問題について、ひとつもう一度あらためて伺いたい。

○政府委員(竹下精紀君) こどもの園の創設にあたりまして考慮いたしました点は、自然と科学、こういったものの調和をはかつていくということでございますが、最近の東京の状況を考えてみますと、非常に自然に恵まれていないということ、これが考えられるわけでございまして、そういう面では、こどもの園は自然をできるだけ生かして、また、子供たちが伸び伸びとして遊べるその場を提

供するというところでございまして、ほかの児童遊園地でございましてジェットコースターがあったり、あるいは観覧車があったり、そういうたような人工的なものはできるだけ排して、自然と子供との融和と申しますか、自然に親しみ、また、自然を利用するというような点でほかの施設と違っているというふうに考えておるわけでござい

ではない、皆さんが言うのだからしようがある、せんけれども、現実にマムシが横行している、とつてもなかなか根絶できない。ならば、こうした安全保持のために一体どういう措置をするのか。まだ事故が起こらないからけつこうであります。が、このままではまいりますならば、これはたいへんな問題になる。たとい一人であらうとも、マムシに食らいつかれるようなことがあったら、これはたいへんなことでもありますから、そういう問題から見ても、もう少し適切な配慮、適切な人的措置、園内の安全確保のためには、もう少ししかるべき措置がとられてもよいかと私は考えておりますが、その点についてもひとつ伺いたい。

○政府委員(竹下精紀君) マムシの点につきましては、昨年の状況といたしまして、五月から十月までの間に、月に一度か二度か、休みの日を利用いたしまして、座間の駐留米軍の中にそういう爬虫類の捕獲をするところがございますが、そこから来ていたことと昨年の実績といたしまして、まあそういうことで、昨年の実績といたしまして、マムシにかまれたというような事態は起きていないわけでありまして、また、不幸にしてそういう事態になった場合には、米軍キャンプの血清を保管している部隊から補給を受けておるものもございまして、近くには、もちろん長津田に厚生病院がございますので、そういう一たん事故が発生した場合の措置につきましても万全を期しておる次第でござい

ます。

○森勝治君 それでは次に移りますが、公益法人という点でありますから、他の公共的な特殊法人との異なる点について、こどもの園協会の異なる点についてひとつ伺いたい。さらに、どうも聞くところによりますと、この協会の職員にもなったところならば、そういう特殊法人でありますから、その方面の監督とか、そういうことは当然厳重になるわけでありまして、反面、職員の給与とか、あるいは、また、退職金等の問題についての裏づけがさっぱりなされておらない。これ

では職員が安心してこの施設で働くことができないと思うのでありますが、こういう面についての措置はどう考えておられるのか、ひとつお伺いしたい。

○政府委員(竹下精紀君) このこどもの国協会と他の類似の特殊法人との異なる点につきましては、第一は、追加出資の規定がございません。第二番目は、御指摘のように、給与あるいは退職手当の支給基準に對しましては主務大臣の承認の規定がございません。第三に、運営費の補助と申しますか、そういった点がないということでありま

す。それから、四番目は、これは定款、評議員会、これは全部が全部置いてございせんが、そういう点で他の法的な特殊法人と異なっております。もちろんそういう面で違っておりますけれども、たとえば給与、退職手当等につきましては、やはり他の法的な特殊法人を基準にいたしましてつくっていく考えてございせん。

○森勝治君 それで、また違つた面の質問をしたのですが、この別表に載つております国有財産は、これは間違ひございせんか。

○政府委員(竹下精紀君) 間違ひございせん。

○森勝治君 それでは、重ねてお伺いいたしますが、このそれからお出しになりました資料の二十五ページをちょっとあけていただければと思うのですが、二十四ページの最後から四行目の物件です。横浜市港北区奈良町宇宮ノ谷七百番所在の本造スレートぶき平家建以降、二十五ページの最後から七行目の床面積六六・一平方メートル、この物件は一体何をさされるのか、お伺いしたい。

○政府委員(竹下精紀君) これは旧陸軍の弾薬庫の當時に引き込み線がございまして、引き込み線のホームになっております。

○森勝治君 だとするならば、こどもの国と停車場との施設はどういう関係があるのか。これは無用の長物ではないかと私は思う。このことが第一点。それから、これは財産目録と申しましょ

うか、この中を見ますと、これはすでに耐用年数、減価償却という問題から見ましても、すでに財産目録から削除されてしかるべき問題がたゞさもあるわけでありまして、これは本来大蔵省でも処理されてしかるべき問題を、ここで厚生省がこれをどうやってもらったか知らぬが、役に立たないものをもらつて、国が今度は民間施設にこれを譲渡して寄付するということになることはどうにも私は合点がいかないが、この点については大蔵省との折衝はどうなっているのか、ひとつお伺いしたい。

○政府委員(竹下精紀君) この国有財産を大蔵省から出資していただくわけでございせんが、御承知のとおり、こどもの国は、交通的に申しますとあまり便利な所ではないわけでございまして、そういう面からいいますれば、たとえば長津田の駅からこどもの国へ引き込み線をつくるという必要は、どうしても将来考へる必要はあるわけでございせん。そういう面で、引き込み線をとこに入れるかという問題があつたわけでございせんが、創立当初でございまして、引き受けた際には、一つの候補として、やはり現在の停車場を利用するということも考へられておつたのではないかと申します。最近におきましては、むしろあの停車場はそのままと申しますか、使わないで、現在の停車場のところに引き込み線をつくつて、そこに駅をつくらうというのが現在の考へ方でございますけれども、移管を受けました際には、あそこはもう一応候補にのぼつておつたというところとでそのまゝになっている次第でございせん。

○森勝治君 そのまゝとおつしやつても、役に立たないものをなぜ引き受けられるのか、役に立たないものをなぜ民間に国有財産として寄付されるのか、当然これは、もし大蔵省と厚生省の折衝の過程で、国有財産として国有財産台帳に載つたそのまゝをもらったということであるならば、今度は民間にそれを寄付する場合には、当然厚生省で措置をされて、価値のあるものについてのみ寄付されるのが正しいあり方だと思ふのです。大蔵

省からもらった台帳そのまゝをすつとどうのみにして出されていることは、どうもわれわれは合点がいかないが、どういうふうに措置をされるのか、一応ここに掲載されているのですから、このまゝあそこにはトンネルが二、三カ所あるから、まねしてすつと民間にくつつけるといふのどううけれども、もらった民間はいはれ迷惑じゃないですか、こどもの国は、いかに厚生省の息のかかったこどもの国協会であつたとしても、価値のないものを押しつけられて、そのまゝ国有財産どうしたなんということになるでしょう。もちろんこれを民間に寄付する場合には、価格査定をもつてその価格の査定に当たらせるといふ文句にはなつておりますけれども、それが見て、耐用年数が尽きて減価償却がゼロになつて価値のないものを、麗々しくこうして提示するといふことはどうにも合点がいかない、したがつて、この点についてどう措置されるか、もう一度お伺いしたい。

○政府委員(竹下精紀君) 現在停車場としてはもちろん活用しておりますけれども、こどもの国自体の現在利用しておりますのは、やはり倉庫が非常に少ないわけでございせん。そういう面からいいますと、ここの一時資材の置き場に使うとか、そういう面で利用いたしておるわけでございまして、全然無用の長物というわけでもございせん。ただ、将来の問題といたしましては、たとえば管理センターと申しますか、もつとしっかりした倉庫をつくる必要があるんじゃないかと申すこと、あるいは停車場につきまして非常に要望が強いございまして、停車場としてあそこを整理するといふようなことは考へております。

○森勝治君 それなれば財産目録から削除してもよろしいということですね。国有財産というものはやはり価値があるものだから、価値があるものとして使用しなければならぬけれども、この建物、もういわば現段階においては無用の長物でありますから、そういう意味で厚生省で措置されて、財産目録から削除されるという意味に私はとつたのですが、その辺のことを重ねてお伺い

たい。

それから、もう一度、この施設の中には、聞くところによりますと、何か東急関係の土地があるというふう聞いています。それから民有地が三カ所くらい何か点在されているというふうに聞いています。その措置はどうされるのか、ひとつそういうものが具体的にあるのかないのか、施設の中にあつたら、これは他人さまのものが買収しきれなかつたのかどうか、ちよつと聞いておきたい。

○政府委員(竹下精紀君) 第一の点につきましては、国有財産台帳に載つておりますものは出資するといふのが大蔵省のほうのたまでございまして、そういうことに従ひましてここにあげたわけでございせんけれども、先ほど申し上げましたように、その使用の目的がきまりましたら、これを適当に処分したい、かように考へております。

それから、第二の点につきましては、東急の土地はここのにございせん。民有地との境界線の問題のある部分が若干残されておりますが、これにつきましても早急にやつていただくように話してございせん。そういう際には、この中に当然出資としてあがつてくるということでございます。

○森勝治君 重ねてお伺いしますが、この寄付する目録というものは別表のみですね。

○政府委員(竹下精紀君) 出資のものは別表のとおりでございせん。

○森勝治君 それでは、重ねてお伺いしますが、たとえば三千万も四千万もかけてつくられたプールというものは財産に入らないのかどうか、お伺いしたい。

○政府委員(竹下精紀君) これはこどもの国建設協力会のほうの現在管理になつておりますけれども、これは当然こどもの国協会ができました際には寄付されるものでございせん。

○森勝治君 もうすでに完成済みで使済みのものをなぜここで財産目録から削除されておるの

か。それから、もう一つ、これ以外のものを出資しないとするならば、あの九十二万平方メートルの中にたくさんある立木は一体どうされるのか、大蔵省の規定によりますと、目どおりと申しましようか、俗に言う二十センチメートルのときに、直径十センチメートルをこえるものは国有財産とするというふうに明らかにしている。さらに一本見当の見積もり価格が千円以上に見積もられるものは国有財産とする。さらに、また、造林の場合には、苗床にあるものを除くものはすべて国有財産になると規定されておりますが、何万坪にわたる立木、目どおり二十センチにも三十センチにも近いものも現にある。これを国有財産から削除したのがどうにも合点がいかない、これが第二点。第三点は、山林であるにもかかわらず、この種のごとき雑地とした理由がさっぱりわからない。雑地と雑地として、れっきとした山林でありながら雑地として処理されたのは合点がいかない。もちろん人工湖をつくったあの谷間は、これは稲などを植えておりましたから、その稲を植えずに、草がぼうぼうに生えれば雑地として指定することに規則としてなっているから、そういう場合のごときについては、これはやむを得ないと思うが、たとえば町田市の一角における雑地というところなら、これは認めるにやぶさかではありませんが、その他の九十二万平方メートルに生え茂る立木、特にキジを飼うという、キジをあそいで放し飼いするという場所は、杉、ヒノキの密生林であります。これは明らかに数万坪にわたる国有林といつてもよろしかろうと思つておりますが、こういうものを一片の大蔵省の財産目録台帳をうのみにして、巨額の国費を無台帳のまま、民間にそのままだまつてトンネル式に台帳を消したまま払い下げるといふことは、どうも合点がいかない。この辺があまりにも私は国有財産の処理についてずさんなやり方をされてゐるのではないかと疑問を持っておるわけでありまして、したがって、そういう点は今後一体どう処理されるのか。国有財産台帳にのつかつてない、

のつかつてないのはたいへんだ。一日や二日で数え切れません。あれは膨大な国の財産であります。当然法律の定めるところに従つて、国有財産として九十二万平方メートルの中にある立木を、またこれを原価計算をし、適当な時価相場に見積もつて価格を出し、当然これを民間に寄付するならば寄付する、こういう法的措置を講じないことが私はまことに遺憾だと思つて、こういう点についてひとつ御意見を伺いたい。

○政府委員(竹下精紀君) 私の説明が不十分な点がありましたので、その点おわび申し上げますが、思いますが、ここに掲げてございまして、国の有する不動産を別表として掲げたわけでありまして、そのほかには、今年予算でつぎました五千万円と、また、政令で定めましてその他の財産の価格の合計額になるわけでありまして、したがって、先生御指摘の立木につきましては、もちろん政令で定められるわけでありまして、その評価によつて資本金として加えるということになるわけでございます。

それから、雑地につきましては、これはこどもの国だけではございまして、たとえば国立競技場や国立教育会館につきましても、これも雑地として出資されておるわけでありまして、これは大蔵省のそういう例に従つてやつたわけでございます。

○森勝治君 ならば、大蔵省はまことにけしからん役所です。われわれ民間人がこういうことをしたらたいへんじやないですか。たとえば過去にこういうことがあつたのです。あるつとめ人の方が家の周りの雑地を開墾した、農耕に従事したら、現在の姿は畑地であるから畑地だといつて供出を要求したことがしばしばある。現実の面でもそうでしょう。市街地に畑地がある、町のまん中に、土地台帳としては畑地であるけれども、いましてこの物価値上がりの折から、土地高騰の折から、名前前は畑地だけれども、時価相場で、畑地ではない隣り近所の土地台帳の土地価格と同様な価格

だといつてゐる。特に国有財産の市街地における払い下げなどというものは、農地であらうとも、農地として払い下げたことは一つもないじやないですか。そういう現実の姿はきびしいことをややつておきながら、この種の問題については、あの広大な土地を雑地として一片の通達で片づけるなんというところは、どうにもわれわれは、行政の立場から見ても、国のあり方の一貫性について疑いを抱たざるを得ない。したがって、この辺の措置されるか、ひとつ伺いたい。

○政府委員(竹下精紀君) 先ほど申し上げましたように、この点につきましてはいろいろ御意見があらうかと思ひますが、その法案におきましては登記上の地目を使った次第でございます。先ほど申し上げましたように、ほかにそういう例があるということでも御了承いただきたいと思つた次第でございます。

○森勝治君 いや、ほかに例が、国のことはなぜそういうふうになおりにするのですか。国こそ率先して現状認識の上に立つた措置がはかれることがしかるべきにもかかわらず、国のことはこれまでいふやうなところはおかざりて、十年、二十年前に雑地だから雑地で処理するといふ。それならば一般民間のものについてもそういう取り計らいがあつてしかるべきだと私は思うが、その点については一粒の土地代と言えども苛斂誅求をもつておる。だから国の行政のあり方に私は疑いを差しささむと申し上げた。あなたは過去に例があるからやつたまでだと言つたけれども、それは正しい答弁ではない、前向きな答弁ではない。したがって、過去に雑地であらうと何であらうとも、現在は山林ならば山林として地目変更をして、しかる後に関係団体に払い下げする、寄付するといふのが正しい法のあり方で、そういうふうには指導しておるわけですか。これだけせんはほかおかりで答弁するわけにはまいりません。したがって、ひとつ適切な措置を大蔵省と相談してやつてくだされ。相談くださるかどうか、ひとつ御返答いただきたい。

○政府委員(竹下精紀君) 先生の御指摘の点は、主として国有財産の問題に関連するかと申すわけでございますので、そういう面でも私どもは大蔵省の了承を得てこういう地目をきめたわけでございますけれども、先ほど申し上げましたようなほかにもいろいろ例があるようにございまして、もしそういうことがあれば私どものほうでも大蔵省のほうと相談をいたしたい、かように考えております。

○森勝治君 善処されるということでありますから、私もそれ以上申し上げずに、次に移りますが、このこどもの国協会の話が出ましてから、昭和三十五年でしたか、財団法人こどもの国協会建設協力会というものが誕生いたしました。今度この法案がもし実行に移されるならば、こどもの国協会というものが誕生するわけですから、誕生のため努力をしてきました産婆役の協力会の使命は終わるものと考えておりますが、今後この協力会をどう措置されるのか、お伺いしたい。

○政府委員(竹下精紀君) 現在、こどもの国建設協力会といたしましては、すでに多くの仕事をなしてきましてけれども、まだたとえば林間学校の設置でありますとか、あるいは児童遊園の設置等につきまして仕事が残つておるわけでありまして、なお今後も建設並びに寄付金の募金団体としての性格も持つてゐるわけでありまして、そういう面では、そういう寄付金の募金活動等もやつていただきます。目的を達成しました際にはこれを解散していくことは当然考えておる次第でございます。

○森勝治君 将来は解散するという前向きの姿勢であります。けれども私どもの想像——想像ばかりで質問することは恐縮千万でございますが、先ほど申し上げましたように、国のこの種の施設の二千万は、もう大蔵省にはべもなく断つてしまつた。聞くところによると、何か諸般の事情でなかなかこの予算の二千万をつけることを厚生省が食ひ下がることのできなかつたという、大蔵省と厚生省との間の何か御事情があらうように風

ことはわずかしいという御答弁だらうと思うのですけれども、金がいかにかかろうとも、戦争の恐怖を呼び起こすような施設は、少なくともこども達の国に関する限り、取り除いていただきたい。重ねてひとつその点についての決意を承りたい。

○政府委員(竹下精紀君) 先生御指摘のように、財政的な問題で取りつづすことが非常に困難でございしますが、ただ、やはりそういったものがあからさまに見えることは適当でないと思いますので、遮蔽とか、そういうった面の方法につきましては、できるだけ早く善処したい、こういうふうに考えます。

○山崎昇君 いま森委員からかなり長い間の質問がかわされているのですが、私は、法律案そのものの条文で二、三質問しておきたい。

第一点は、四ページの第八条の四項でございませうけれども、監事が監査を行なつた場合に、必要があるときだけ監査結果について意見を出すということになっているようであります。しかし、私は、大臣の説明にもありましたように、この協会の公共性、あるいは不正を予防するという観点から考えると、監査の結果は必ず公表すべきではないのか、あるいは大臣その他に対して必ず意見を述べるべきではないか、こう考えるのではありませんか、必要があるときとは、「は削除すべきがほんとうではないか、こう考えるのですが、御見解を聞いておきたい。

○政府委員（竹下精紀君） 監事の役割りは、協会の業務を監査するのが仕事でございます。そういう面では、実は二二三条に、財務諸表につきまして、毎年決算のときに監事の意見をつけることになっております。これはもう当然監事が行なう業務でございます。それ以外の場合につきましては監査をし、必要があった場合と、こういう趣旨でございます。他の法人につきましても立法例がございいますので、この八条はそれに従って規定されたものでございます。

○山崎昇君 第二点に移ります。
六ページの第十三条でございますけれども、こ

こで役員の兼職禁止がうたわれています。しかし、ただし書きがついておりまして、「厚生大臣の承認を受けたときは、この限りではない。」、いわばある例外等をつけていると思うのですけれども、こでも私は役員の兼職禁止というのは、やはり特殊法人であり、そういう観点からこういういう点からいけば、このただし書きというのは、そういう点からいけば、このただし書きというのは、やはりないほうがいいのではないか、これももしあるとすればどういふ場合を想定をしてこういうただし書きをつけたのか、その点もひとつお聞かせ願いたい、こう思うのです。

○政府委員(竹下精紀君) 役員の選定にあたりましては、先生御指摘のようなことで、むしろこういう営利を目的とする団体、あるいは営利事業に従事している役員を選ばないというのが私どもの考え方でございます。ただ、適正な運営という面からいいたしまして、なかなか適材が得られないというような場合に、やむを得ずこういう場合を考へているわけでございますが、その場合でも、もちろんこどもの国の業務との間に特別の利害関係がない、あるいは利害関係が生ずるおそれがないというような場合には、この例外の規定によりまして、ただし書きで選ばざるを得ない、こういうふうに考へております。

○山崎昇君 重ねてお伺いしますけれども、そうすると、例外的にそういう措置をとった場合には、すみやかに兼職を解かせるようなことをお考えの上でこういうただし書きをつけられておるのかどうか、重ねて伺っておきたいと思います。

○政府委員(竹下精紀君) まあ兼職の場合は、むしろその非常勤というような場合のほうが考えられるのではないかと思うわけでございまして、そういう場合に本職をやめてくださいということとはなかなか実際問題としてはむずかしい問題ではなないかというふうに思いますので、できるだけこういった例外規定が働かない人を選ぶということで考えていきたいと思います。

○山崎昇君　そうすると、七条に協会の役員とい

うのが五人しかないわけですね。理事長と理事が三名に監事が一名と、これはいずれも非常勤もあるのですか。理事の中には予定されているのですか。

○政府委員(竹下精紀君) 四十一年度につきましては常勤の理事は一名と考えております。あととは非常勤でやっていたかどうかということでございます。

○山崎昇君　そうすると、将来はどうなりますか。やはり常勤は一名だけにして、あとの二名の理事は非常勤になりますか。しかし、将来といつても、それは予測できないといえそうかも知れません。が、かりに三名とも常勤にするという場合にはあり得るわけですね、逆に言えば。そういうふうな場合にはこの十三条との関係はどうなりますか、先ほどお尋ねしたことは。

○政府委員(竹下精紀君) 常勤の場合は、営利を目的とする団体の役員というのはできるだけ避けようということ、いま先生御指摘のような方針でいきたいと思えます。

○山崎昇君　しつこいようですけれども、そうすると、常勤の場合には、例外規定で採用した場合でも、あとで適当な措置をとるとするのは、営利についている事業等はやめてもらう、こういうふうにお考えですね、これだけは聞いておきます。

○政府委員(竹下精紀君) 常勤の場合の職員につきましては、本来の任務がこちらにあるという趣旨でつけるわけでございますので、そういう場合にはできるだけそういう問題のないような人にしていきたい、こういうふうに考えております。

○山崎昇君 それでは次に移りたいと思います。十五条で、「協会の職員は、理事長が任命する。」ということ、任命権だけ与えているので

すが、役員外の職員の給与、身分、勤務条件、こういうものについては定款で定めるのですか、あるいは運営規則でやられるのか、その辺のことを聞いておきたい。

○政府委員(竹下精紀君) 理事長の内部規定によつて定めたいというように考えております。

○山崎昇君　そうすると、任免権だけは理事長に
きちんとこれは十五条で基礎があるのですけれど
も、その他の問題については理事長が定めるとか
なんとかという根拠法規というのが私は必要じゃ
ないかと思うのだけれども、この点についてはど
うお考えですか。

○政府委員(竹下精紀君) これは理事長の職務につきましては、第八条に、「理事長は、協会を代表し、その業務を総理する。」ということで、当然理事長が内部規定その他を設けることができるということに考えているわけでございます。なお、他の特殊法人においても、このような根拠法規を特に設けるというようなことはないようでございます。

○山崎昇君　しかし、他の法律を見ると、ほとんどやはり理事長なら理事長の権限というものについて、は明確にされていると思うのですね。たとえれば地方公務員であれば、知事についても、任免権なり定数なり、あるいは身分、給与等については何で定めるとか、こういうことは必ずややはり立法

技術としてあると思うのですが、それが他の法律とこういう特殊法人の関係についてはなくともいいというお考えなら、あえて私どものほうでは申し上げませんけれども、できればそういう点を明確にすべきじゃないかと、こう思うのです。つい

ては、ここに採用されます職員というのは特殊な任務だと思うのですね。たとえば日曜日なんかよけい勤務しなければならぬ、あるいは土曜日といえども休まれない、こういう点がありますから、おそらく給与関係についても相当お考えだら

うと思うのですけれども、十分ひとつその勤務に
不平のないようにしていただくように意見をまず
付しておきたい、こう思うのです。

次に、八ページの十七条の二項についてお伺い
をしたいと思うのです。「協会は、厚生大臣の認
可を受けて、前項に規定する業務の一部を、協会
以外の者に委託することができる。」と、こうあ
るのですが、どういう業務を委託されようとして
いるのか、例等があればお聞かせを願っておき

いまして、土でございすので、濁っておるといふことでございすけれども、排水その他につきましては十分考慮いたして、この池その他の水によつて衛生上の問題が生じないように心がけて努力してまいりたいと、かように考えております。

○大橋和孝君 特にこの中で私ちよつと衛生面から考えるわけですが、この職員の中に、たとえば看護婦とか、あるいは、また、嘱託なり常勤のあつて医師がおるとか、そういうような健康管理の面、子供たちがたくさん集まつておるわけでありまして、そういう面、それから、また、防疫、そういった形で、たとえば下水路あるいは池、また、大腸菌あたりで汚染されておるかどうかといふようなことなかでやはり管理も必要でありまして、衛生面の配慮が少し足りないように思ふのでありますが、そういう面についてももう少し配慮していただく必要があると思ふのであります。

それから、時間が迫つておりますので、もう一つだけ聞かしてまいりますが、先ほど融資という話がありました。ほかのほうでそういうことがあれば、私はやはりかなりこういうような密集都市におきましては、子供の樂園とか子供の遊び場、あるいは、また、青少年が散策をする場、あるいはそこらへ行つてゆつくりと本でも読む、あるいは、また、いろいろするといふような形で、私は各都市に相当必要じゃないかと思ひますが、こういうものに對しては、やはり大臣とされまして、もう相当前向きな姿勢でこのモデルケースをつくられたわけでありまして、これに對しては、まあ融資というよりは、もつと国から助成金でも出してやるとか、あるいは国有地をつとめてそういうふうの使用するとか、そういうふうな前向きな姿勢をこの際明確にしておいていただいたほうがありがたいと思ひますが、大臣のその点についての御所見を聞かしていただきたいと思ひます。

○國務大臣(鈴木善幸君) ただいま大橋さんから、他の府県なり、あるいは市町村なりでこういうようなこどもの国の施設、これをつくる場合

に、国として融資だけでなしに、もつと積極的な助成の措置を講ずべきであるという御提案でございますが、私もできるだけの方向に財政当局とも話し合ひをいたしまして、できるだけのことをいたしたいと、かように考えておるわけでございます。ただいままで委員、山崎委員、大橋委員、皆さんから御質問の形でございましたが、きわめて有益な御助言があつたわけでありまして、国有財産の処理について十分注意を必要とするのではないかと、また、立木の評価なんかはどうするかという問題、あるいは、また、今後赤字等が生じた場合に、これをまた子供の負担がふえるような形で処理しないようにすべきではないか、また、役員の選任にあつては兼職禁止等の問題について十分配慮する必要がある。また、職員の待遇について、特殊な仕事にかがみで処遇等十分考慮すべきであるという点、それから、飲食物の提供をいたします際における衛生上の管理、配慮を十分にやるべきである等々のきわめて有益な御所見が質問の形で出ておるわけでありまして、私も十分御意見を尊重いたしまして、そういう点に留意をしていければ運営ができてくるようにやつてまいりたい、こう思つております。

○理事(佐野芳雄君) それでは、私からひとつお願いをしておきたいと思ふのですが、直接こどもの国の問題には関係はないのですが、関連しておりますのでお願いをしておきたいのですが、この目的に「児童の健康を増進し、かつ、その情操を豊かにするための施設を設置してこれを適切に運営し、もつて心身ともに健全な児童の育成に寄与する」、こういつておるのですが、そこで、このように施設あるいは設備を利用することのできない身体障害者の子供、あるいは内臓疾患、先天性心臓病の子供たち、あるいはぜんそくの子供たち、こういう子供たちがたくさんおるわけなんです、この際、そういう子供たちの人員、あるいは世帯数、そしてその療養施設の現状並びに医療

の状況等について、ひとつ早急に資料を出してもらいたいと思ふのですけれども、いいですか。

○政府委員(竹下精紀君) 承知いたしました。

○理事(佐野芳雄君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○理事(佐野芳雄君) 御異議ないと認めます。

○理事(佐野芳雄君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

○理事(佐野芳雄君) 御異議ないものと認めます。

○理事(佐野芳雄君) 御異議ないものと認めます。

○理事(佐野芳雄君) 御異議ないものと認めます。

○理事(佐野芳雄君) 御異議ないものと認めます。

○理事(佐野芳雄君) 御異議ないものと認めます。

○理事(佐野芳雄君) 御異議ないものと認めます。

○理事(佐野芳雄君) 御異議ないものと認めます。

○理事(佐野芳雄君) 御異議ないものと認めます。

○理事(佐野芳雄君) 御異議ないものと認めます。

○理事(佐野芳雄君) 御異議ないものと認めます。

○理事(佐野芳雄君) 御異議ないものと認めます。

○理事(佐野芳雄君) 御異議ないものと認めます。

○理事(佐野芳雄君) 御異議ないものと認めます。

一、労働組合法の一部を改正する法律案

三月三十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、児童扶養手当法の一部を改正する法律案

一、重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律案

児童扶養手当法の一部を改正する法律案

児童扶養手当法の一部を改正する法律案

児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「結核性疾患による」及び「呼吸器の機能の障害にあつては、結核性疾患以外の疾患によるものを含む。次号において同じ。」を削り、同項第三号中「前二号に掲げるもののほか、視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、咀嚼機能障害、音声若しくは言語機能障害、身体不自由、結核性疾患による」を削り、同条第二項第十四号中「(遺族給与金を含む。)」を削る。

第五条中「千二百円」を「千四百円」に、「千九百円」を「二千二百円」に改める。

第九条中「二十二万円」を「二十四万円」に改める。

第十条を削る。

第十一条中「その母の」を「その母の配偶者の前年の所得又はその母の」に、「その者の扶養親族等」を「その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)」に改め、同条第一号及び第二号中「四十三万円」を「四十九万円」に改め、同条第三号中「四十三万円」を「四十九万円」に、「所得税法第七十八条第一項第一号に規定する控除額と同項第二号に規定する控除額とを合算した額の二分の一」を「所得税法第七十八条第一項に規定する控除額」に改め、同条を第十条とする。

三月三十一日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は三月三日)

午後零時三十六分散会

次回の委員会は四月十四日午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

三月三十一日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は三月三日)

第十二条中「、その養育者の」を「、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の」に改め、同条を第十一と改める。

第十三条第一項中「前四条」を「前三条」に改め、同条第二項第一号中「二十二万円」を「二十四万円」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第十一各号」を「第十各号」に、「扶養義務者」を「配偶者又は扶養義務者」に改め、同項を同項第二号とし、同条を第十二と改める。

第十三条の二第一項中「第十二条」を「第十一条」に改め、同条第二項中「第十條から第十二條まで」を「第十條又は第十一條」に改め、同条を第十三と改める。

第十四条第二号中「当該児童又は当該児童の父」を「受給資格者」に改める。

第二十九條第二項中「別表」を「受給資格者に対して、別表」に、「又は児童の父に対して」を「若しくは児童の父につき」に、「受けるべきこと」を「受けさせるべきこと」に改める。

第三十一條中「第十三條第二項」を「第十二條第二項」に改める。

別表第三号から第五号までの規定中「両上し」を「両上肢」に改め、同表第六号及び第七号中「両下し」を「両下肢」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三條第一項の改正規定は昭和四十一年十二月一日から、第五條の改正規定は昭和四十一年一月一日から施行する。

(児童扶養手当の額に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の第五條の規定は、昭和四十一年一月以降の月分の児童扶養手当(以下「手当」という。)について適用し、昭和四十一年十二月以前の月分については、なお従前の例による。

(児童扶養手当の支給の制限等に関する経過措置)

第三条 第九條の規定による手当の支給の制限及

びこの法律による改正後の第十二條第二項の規定による手当に相当する金額の返還については、この法律による改正後の第三條第一項の規定は、昭和四十一年一月以降の月分の手当について適用し、昭和四十一年十二月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の第九條、第十條(第十一條の規定を適用する場合及び第十二條第二項第二号において例による場合を含む。)、及び第十二條第二項の規定は、昭和四十一年以降の年の所得による支給の制限及び手当に相当する金額の返還については、昭和三十一年以前の年の所得による支給の制限及び手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

3 前項の場合においては、この法律による改正後の第十條第三号(第十一條の規定を適用する場合及び第十二條第二項において例による場合を含む。)、中「所得税法第七十八條第一項に規定する控除額」とあるのは、当該所得が昭和四十一年の所得であるときは「五万二千五百円」と、当該所得が昭和四十一年の所得であるときは「五万八千七百五十円」と、それぞれ読み替えるものとする。

重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律案

重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律

重度精神薄弱児扶養手当法(昭和三十九年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

特別児童扶養手当法

目次中「重度精神薄弱児扶養手当」を「特別児童扶養手当」に改める。

第一条中「重度精神薄弱児について重度精神薄弱児扶養手当」を「精神又は身体に重度の障害を有する児童について、特別児童扶養手当」に、「重度精神薄弱児」を「これらの児童」に改める。

第二条(見出しを含む。)(中「重度精神薄弱児扶養手当」を「特別児童扶養手当」に、「重度精神薄弱児」を「精神又は身体に重度の障害を有する児童」に改める。

第三条第一項を次のように改める。

この法律において「児童」とは、二十歳未満であつて、次の各号のいずれかに該当する者という。

一 精神の発達が遅滞しているため、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある者

二 別表に定める程度の廃疾の状態にある者

第三条第二項第十四号中「(遺族給付金を含む。)」を削り、同条第三項中「当該重度精神薄弱児」を「当該児童」に改める。

「第二章 重度精神薄弱児扶養手当の支給」を「第二章 特別児童扶養手当の支給」に改める。

第四條第一項中「重度精神薄弱児」を「児童」に、「当該重度精神薄弱児」を「当該児童」に、「重度精神薄弱児扶養手当」を「特別児童扶養手当」に改め、同条第二項中「当該重度精神薄弱児」を「当該児童」に改め、同条第三項中「重度精神薄弱児」を「児童」に、当該重度精神薄弱児を「当該児童」に改める。

第五條中「同条第三項の規定に該当しない重度精神薄弱児」を「同条第三項各号に該当しない児童」に改める。

第七條中「二十二万円」を「二十四万円」に、「その者」を「第四条に定める支給要件に該当する者」に、「児童(以下「児童」という。)」を「者」に、「その児童」を「その者」に改める。

第八條を次のように改める。

第九條 削除

第九條中「父又は母の」を「父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の」に、「父又は母と」を「父若しくは母と」に、「その者の扶養親族等」を「その者の所得税法(昭和四十一年法律第三十三号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)」に改め、同条第一号及び第二号中「四十三万円」を「四十九万円」に改め、同条第三号中「四十三万円」を「四十九万円」に、「所得税法第七十八條第一項第一号に規定する控除額と同項第二号に規定する控除額とを合算した額の二分の一」を「所得税法第七十八條第一項に規定する控除額」に改める。

第十條中「、その養育者の」を「、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の」に改める。

改め、同条第一号及び第二号中「四十三万円」を「四十九万円」に改め、同条第三号中「四十三万円」を「四十九万円」に、「所得税法第七十八條第一項第一号に規定する控除額と同項第二号に規定する控除額とを合算した額の二分の一」を「所得税法第七十八條第一項に規定する控除額」に改める。

第十條中「、その養育者の」を「、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の」に改める。

第十一條第一項中「第七條から前条まで」を「第七條、第九條及び前条」に改め、同条第二項第一号中「二十二万円」を「二十四万円」に、「児童の」を「児童扶養手当法第三條第一項に規定する者の」に、「その児童」を「その者」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「扶養義務者」を「配偶者又は扶養義務者」に改め、同項を同項第二号とする。

第十二條第一項中「第七條から第十條まで」を「第七條、第九條、第十條」に改め、同条第二項中「第八條から第十條まで」を「第九條又は第十條」に改める。

第十三條第二号中「当該職員の評定」を「命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の評定若しくは診断」に改め、同条第三号中「当該重度精神薄弱児」を「当該児童」に改める。

第十五條中「第四條第三項の規定に該当しない重度精神薄弱児」を「第四條第三項各号に該当しない児童」に改める。

第十六條後段を削る。

第二十二條中「重度精神薄弱児」を「児童」に改める。

第二十四條第二項中「当該職員をして、手当の支給が行なわれる重度精神薄弱児につき、その精神薄弱の状態の評定」を「受給資格者に対して、手当の支給が行なわれる児童につき、その指定する医師の診断を受けさせるべきことを命じ、又は当該職員をしてその者の精神若しくは廃疾の状態を判定若しくは診断」に改め、同条第三項中「判

断

第七部 社会労働委員会會議録第十号 昭和四十一年四月十二日 【参議院】

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

一

定」を「判定若しくは診断」に改める。

第二十五条中「当該重度精神薄弱児」を「当該児童」に改める。

第二十七条中「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に、「重度精神薄弱児扶養手当法第十一条第二項」を「特別児童扶養手当法第十一条第二項」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表

- 一 両眼の視力の和が〇、〇四以下のもの
- 二 両耳の聴力損失が九〇デシベル以上のもの
- 三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 四 両上肢のすべての指を欠くもの
- 五 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 六 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 七 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 八 体幹の機能に著しい障害を有するもの
- 九 程度又は立ち上ることができない程度の障害を有するもの
- 十 前各号に掲げるもののほか、これらと同程度以上と認められる身体の障害（内科的疾患に基づく身体の障害を除く。）であつて、日常生活において常時の介護を必要とする程度のものであるもの
- （備考） 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律中第七条から第十二条までの改正規定及び次条の規定は公布の日から、その他の規定は昭和四十一年八月一日から施行する。

（重度精神薄弱児扶養手当の支給の制限等に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の第七条、第九条（第十条の規定を適用する場合及び第十一条第二項第二号において例による場合を含む。）及び第十一条第二項の規定は、昭和四十年以降の年

の所得による支給の制限及び重度精神薄弱児扶養手当（昭和四十一年九月以降の月分にあつては、特別児童扶養手当）に相当する金額の返還について適用し、昭和三十一年以前の年の所得による支給の制限及び重度精神薄弱児扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

2 前項の場合において、この法律による改正後の第九條第三号ロ（第十条の規定を適用する場合及び第十一条第二項において例による場合を含む。）中「所得税法第七十八條第一項に規定する控除額」とあるのは、当該所得が昭和四十年の所得であるときは、「五万二千五百円」と、当該所得が昭和四十一年の所得であるときは「五万八千七百五十円」と、それぞれ読み替へるものとする。

（準用規定）

第三条 児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第 号）附則第三条第一項の規定は、特別児童扶養手当（昭和四十一年八月以前の月分にあつては、重度精神薄弱児扶養手当）の支給の制限及びその額に相当する金額の返還について準用する。この場合において、同項中「第九条」とあるのは「特別児童扶養手当法第七条」と、この法律による改正後の第十二條第二項とあるのは「特別児童扶養手当法第十二條第二項」と、それぞれ読み替へるものとする。

（特別児童扶養手当の支給に関する経過措置）

第四条 昭和四十一年七月三十一日において、現に国民年金法等の一部を改正する法律（昭和四十年法律第九十三号）附則第十五條第一項の規定の適用を受ける者の昭和四十一年八月一日以降における特別児童扶養手当の支給については、同条中「重度精神薄弱児」とあるのは、「特別児童扶養手当法第三条第一項に規定する児童」とする。

第五条 昭和四十一年七月三十一日において、現に労働者災害補償保険法の一部を改正する法律

（昭和四十年法律第百三十号）附則第三十九條の規定の適用を受ける者の昭和四十一年八月一日以降における特別児童扶養手当の支給については、同条中「当該重度精神薄弱児」とあるのは、「特別児童扶養手当法第三条第一項に規定する児童」とする。

（地方財政法の一部改正）

第六条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条の四第七号中「重度精神薄弱児扶養手当」を「特別児童扶養手当」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）

第七條 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第十三條第五号の三中「重度精神薄弱児扶養手当法」を「特別児童扶養手当法」に改める。

四月一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、失業保険制度を改善し農民に適用する等の請願（第一三三九号）

一、クリーニング業法の一部改正に関する請願（第一三六七号）（第一三九七号）（第一四〇六号）（第一四〇七号）（第一四〇八号）

一、アルコール中毒者の治療施設増設及び整備拡充に関する請願（第一三三二一号）（第一四一三三号）

一、戦没者の慰霊顕彰並びに遺家族援護対策強化に関する請願（第一三九五号）

一、同和対策審議会答申の完全実施に関する請願（第一三九六号）

一、榮養士法第五條の二の第二号改正に関する請願（第一四一一号）

第一三三八号 昭和四十一年三月十九日受理
失業保険制度を改善し農民に適用する等の請願
請願者 秋田県横手市大屋寺内 山中 定之助外十三名
紹介議員 鈴木 壽君

農村の出かせぎ者のために、左記事項の実現を図られたい。

一、失業保険を改善せず、制度をよくして農民にも適用すること。

二、人間尊重にたち、有給休暇を設けること。

三、飯場を全廃し、安全、衛生を保障する宿舎とすること。

四、社会保障制度を拡充し、最低賃金制を確立すること。

第一三六七号 昭和四十一年三月二十二日受理

クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 富山市新富町二ノ五ノ一七富山県

クリーニング環境衛生同業組合理

事長 深井正淑

紹介議員 櫻井 志郎君

クリーニング業法の一部を改正し左記事項の実現を図られたい。

一、顧客に施設内の洗たく機を貸与し、顧客自らに洗たく処理を行なわせる営業をクリーニング業法に規定する「クリーニング業」に含めその営業者を「クリーニング業を営む者」であることとし、かつ、その施設を「クリーニング所」であることとする。

二、洗たくをしないで洗たく物の受取及び引渡しをする営業を「クリーニング業」に加え、当該営業者を「クリーニング業を営む者」とし、当該営業施設に「クリーニング師」を設置しなければならないこととする。

三、クリーニング所の適正な衛生措置を確保するため、その施設の広さに制限を加えること。

（ただし、建造物が密集している市街地の既設のクリーニング所、その他とくにやむを得ない事情のある既設のクリーニング所については、なんらかの緩和の措置を講ずること）

理由

一、いわゆるセルフサービスクリーニング（コイン機貸与営業）が全国的にはびこりつつあるが、これらの営業者は「衛生法規に関する知

「一、公衆衛生に関する知識」も法規定の上からは適用されないままに、洗たく物の区分処理や「伝染病の疾病の病原体による汚染のおそれある」洗たく物に対する配慮も措置も行わず、しかもこの種営業者のほとんどが顧客から洗たく物処理の委託を受けて洗たく物を施設内に滞留し、その施設の従事者が洗たく物の処理を行ない、あるいは粗仕上りまでしているという違法行為がある実情である。

二、リンネサプライ営業をはじめとして、コイン機貸与営業や取次店営業等いづれも公衆衛生に影響を及ぼす経営内容を持つものであるから、この種取次店の営業も本法における「クリーニング業」に加え、かつ、当該営業者も「クリーニング業を営む者」としていづれも明確化することが適当である。

なお、取次店営業者が本法にいう「クリーニング業を営む者」でないとしていたため、本業都道府県環境衛生同業組合員となる加入資格がなく、従って組合の部外者たる地位に便乗して、不当な料金と営業方法をもって組合の定める適正化規程の円滑な実施を阻害する事例が増加しているため、この面からも組合員たる加入資格の前提となる、本法における「クリーニング業を営む者」として明確に定められたい。

また、取次店にクリーニング師を置くこととすることは、適正な衛生措置を確保するためにも、洗たく物の知識と技能について顧客の指導にあたらせるためにも必要である。

三、各府県がクリーニング所の広さに制限（宮城、埼玉、香川各県の事例記載）を加える事由は、取次店設置の経費節約やクリーニング師の免許を受けた従業員が資金等の制約を受けつつ独立して営業者となる等のため、法規に定める衛生措置を確保し得ない不当に狭いクリーニング所を設置する傾向が強くなり、これに伴って過度競争をも派生するという事態を勘案したからである。

このような事情からしても、クリーニング所の

広さは、適正な衛生措置を確保するための必要条件であるので、これに制限を加えるのは当然である。

第一三九七号 昭和四十一年三月二十三日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願
請願者 山口市大字吉敷上馬越 中野三郎
紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一四〇六号 昭和四十一年三月二十四日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願
請願者 東京都港区芝四ノ一七ノ四 川畑 清
紹介議員 森田 タマ君

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一四〇七号 昭和四十一年三月二十四日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願
請願者 東京都大田区蒲田四ノ四八ノ七 中村寿一
紹介議員 豊田 雅孝君

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一四〇八号 昭和四十一年三月二十四日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願
請願者 鹿児島県国分市向花一六三三 古 江武二外一名
紹介議員 日高 広為君

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一三八一号 昭和四十一年三月二十三日受理
アルコール中毒者の治療施設増設及び整備拡充に関する請願
請願者 東京都文京区林町九四日本キリスト教婦人矯風会滝野川支部内 宗 像正子
紹介議員 田中寿美子君

「酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に

関する法律」並びに附帯決議の要請に基づいて、すみやかにアルコール中毒者の治療及び社会復帰に関する一連の諸施設が各地に増設され整備されるよう措置せられたい。

理由
一、アルコール中毒者は近年青少年層にまで及び、そのため運転事故、生産性の低下、青少年の非行、家庭悲劇、凶悪犯罪等を生み出している。

二、これらの対策として、ただ酒乱者の保護や処罰を繰り返すのみでなく、アルコール中毒そのものを治療し、更生せしめることが肝要である。

三、わが国においては広義のアルコールというべき常習飲酒者は五百万人、そのうちの五十万人は強度アルコール中毒者として社会の公安をおびやかす危険な存在であるが、これに対する治療施設は唯一つ国立久里浜病院に四十床の病とが有るのみで、社会開発、人間尊重の上から何としても忍びがたい実情である。

四、よって国内主要都市にアルコール治療施設を増設し、その周辺に酒害相談所、断酒寮、断酒コロニー、相互扶助的治療集団たる断酒会等を配置し、よきアフターケアにより社会復帰のめちを計ること。

五、これらのアルコール対策費としては酒税四千億円の一パーセントに当る四十億円がまず計上されることを適当と思う。

第一四一三号 昭和四十一年三月二十四日受理
アルコール中毒者の治療施設増設及び整備拡充に関する請願
請願者 東京都新宿区百人町三ノ三六〇 久布白落実
紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第一三九五号 昭和四十一年三月二十三日受理
戦没者の慰霊顕彰並びに遺家族援護対策強化に関

する請願
請願者 愛媛県松山市一番町四ノ四ノ二愛媛県議会議長 菅豊一
紹介議員 堀本 宜実君

永久平和と地球上から戦争を除く悲願をこめて戦没者慰霊の適切な施策を講ずるとともに遺家族援護を抜本的に強化するよう国に要望する。

理由
祖国の平和と繁栄を祈念し、尊い生命を犠牲にした人々に対し、心からの感謝と崇敬の誠をささげ、その遺徳を後世にわたって顕彰することは、国民感情の自然の現われである。

戦後、種々制約を受け、相当の期間、このことは心ならずも放置されてきた。最近に至り、遺家族の熱意と国民の切なる要望により、戦没者の慰霊と遺家族援護の対策は、次第に強化されつつあるが、その犠牲にむくいるにはいまだ不十分である。

第一三九六号 昭和四十一年三月二十三日受理
同和对策審議会答申の完全実施に関する請願
請願者 愛媛県松山市一番町四ノ四ノ二愛媛県議会議長 菅豊一
紹介議員 堀本 宜実君

同和对策審議会の答申事項を積極的に完全実施し、宿願とする同和問題をすみやかに解決するよう強く要望する。

理由
このたび同和对策審議会から「同和地区に関する社会及び経済的諸問題を解決するための基本方針」が総理大臣に答申されているが、同審議会は、その答申において同和問題を人間の自由と平等に関するものであり、憲法によって保障された基本的人権にかかる重要課題であるとして、産業職業、教育文化、生活環境等に関する基本方針並びに具体的諸施策を提案しているものであって、その積極的な実施を政府に要望していることは大

いに賛意を表するものである。

第一四二二号 昭和四十一年三月二十四日受理
栄養士法第五条の二の第二号改正に関する請願
請願者 東京都大田区中央五の三〇栄養士
法改正期成同盟内 梶原ノブ外九
十名

紹介議員 山本 杉君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

四月八日本委員会に左の案件を付託された。

一、アルコール中毒者の治療施設増設及び整備
拡充に関する請願（第一四一七号）（第一四
八二号）

一、衛生検査技師法の一部改正に関する請願
（第一四一八号）（第一四八六号）（第一四九
七号）

一、クリーニング業法の一部改正に関する請願
（第一四一九号）（第一四二〇号）（第一四三
〇号）（第一四三二号）（第一四三三号）（第一
四四六号）（第一四六四号）（第一四六五号）
（第一四六六号）（第一四八一号）（第一四八
五号）（第一五〇二号）（第一五一四号）（第
一五一五号）（第一五一六号）（第一五二三号）

一、心臓手術に要する供血制度改善に関する請
願（第一四二六号）

一、心臓病の子供に対する育成医療助成拡充に
関する請願（第一四二七号）

一、老後の生活完全保障のための年金制度の根
本的改革に関する請願（第一四四五号）

一、国民健康保険事務費全額国庫負担に関する
請願（第一四五二号）

一、健康保険、共済改悪反対及び医療保障確立
に関する請願（第一四六七号）（第一四六八
号）（第一四六九号）

一、健康保険改悪反対及び医療保障確立に関す
る請願（第一四七〇号）

一、健康保険改悪反対及び医療内容充実に関す
る請願（第一四七一号）

一、衛生検査技師国家試験の地方自治体移譲反
対に関する請願（第一四八七号）

一、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の
不均衡是正に関する請願（第一四九二号）（第
一五〇七号）

一、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の不均
衡是正に関する請願（第一四九三号）（第一
五〇八号）

一、戦傷病者特別援護法是正に関する請願（第
一四九四号）（第一五〇九号）

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年
金、同一時金に係わる不均衡是正に関する請
願（第一四九五号）（第一五一〇号）

第一四一七号 昭和四十一年三月二十五日受理
アルコール中毒者の治療施設増設及び整備拡充に
関する請願

請願者 東京都新宿区百人町三ノ三六〇日
本キリスト教婦人矯風会内 沢野
くに

紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第一四八二号 昭和四十一年三月二十九日受理
アルコール中毒者の治療施設増設及び整備拡充に
関する請願

請願者 東京都世田谷区太子堂町二ノ二〇
ノ三婦人矯風会世田谷支部内 桑
野千代

紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第一三八一号と同じである。

第一四一八号 昭和四十一年三月二十五日受理
衛生検査技師法の一部改正に関する請願（四通）

請願者 東京都港区芝白金三光町一三八
北里大学内日本衛生検査技師会内

紹介議員 林 塩君
衛生検査技師法の一部を改正して、左記事項の実
現を図りたい。

一、名称免許を業務免許とすること。
二、「医師の指導監督」を「医師の指示」とする
こと。

三、業務範囲に生理的検査を加えること。
四、養成期間を三年以上とすること。

理由
「衛生検査技師法」は、昭和三十三年法律第七十六
号として制定されたが、その内容は、当初「業務
制限」を理想としながらも、当時の特殊な事情と
需要の実情から「名称制限」として出発しなけれ
ばならなかった。

しかし、現在の臨床並びに予防医学は毎日に発達
の一途をたどっており、能率を図るため組織化が
進み、それぞれの業務が分業化されつつある。し
かも、衛生検査技師学校養成所指定規則の教科内
容に生理検査及び実習が規定され、国家試験にも
出題されており、厚生省組織規則に生理検査主任
技師というように衛生検査業務にはつきりと明記
された。従って検査業務とこれに付随する耳だ採
血等の検査採取、人体に直接手をふれて行なう「
生理検査」は、医師の手から離れ衛生検査技師の
業務として、日常各医療施設で実施されている現
状である。以上のことから早急に衛生検査技師職
の確立と法律による身分規正が必要となった。

第一四八六号 昭和四十一年三月三十日受理
衛生検査技師法の一部改正に関する請願

請願者 東京都港区芝白金三光町一三八北
里大学内社団法人日本衛生検査技
師会会長 高板卯吉

紹介議員 亀田 得治君 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一四一八号と同じである。

第一四九七号 昭和四十一年三月三十日受理
衛生検査技師法の一部改正に関する請願

請願者 東京都港区芝白金三光町一三八北
里大学内社団法人日本衛生検査技
師会会長 高板卯吉

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一四三二号 昭和四十一年三月二十六日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 東京都渋谷区下通二ノ一二 加藤
与幸

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

請願者 東京都港区芝白金三光町一三八北
里大学内社団法人日本衛生検査技
師会内 木村長雄

紹介議員 柳岡 秋夫君 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一四一八号と同じである。

第一四一九号 昭和四十一年三月二十五日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 群馬県渋川市坂下町 岡野清
紹介議員 木暮武太夫君
この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一四二〇号 昭和四十一年三月二十五日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 新潟県北蒲原郡紫雲寺町大字稲荷
岡 会田金造
紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一四三〇号 昭和四十一年三月二十六日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 山形市三日町二ノ一ノ二七山形県
クリーニング環境衛生同業組合理
事長 会田正司
紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一四三一号 昭和四十一年三月二十六日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 福島市五老内五 千葉俊雄
紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一四三二号 昭和四十一年三月二十六日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 東京都渋谷区下通二ノ一二 加藤
与幸

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一四三三号 昭和四十一年三月二十六日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 東京都渋谷区下通二ノ一二 加藤
与幸

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一四四六号 昭和四十一年三月二十八日受理

クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 山口県宇部市東区神通二丁目 井上弘司

紹介議員 二本 謙吾君

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一四六四号 昭和四十一年三月二十九日受理

クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 東京都世田谷区太子堂町一八九 茅根周助

紹介議員 青木 一男君

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一四六五号 昭和四十一年三月二十九日受理

クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 山形県天童市大字久野本八六 国井久哉

紹介議員 北品 教真君

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一四六六号 昭和四十一年三月二十九日受理

クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 大阪市大淀区中津本通二ノ八一 井上 利一

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一四八一号 昭和四十一年三月二十九日受理

クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 山形県村山市橋岡三、五八三 中山貞吾

紹介議員 伊藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一四八五号 昭和四十一年三月三十日受理

クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 東京都杉並区阿佐ヶ谷北二ノ二三 ノ三 大倉達雄

紹介議員 黒木 利克君

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一五〇二号 昭和四十一年三月三十日受理

クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 宮城県仙台市東三番丁一三宮城 県クリーニング環境衛生同業組合 理事長 大岡進

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一五一四号 昭和四十一年三月三十一日受理

クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 大阪府生野区南生野町五ノ二三 萩原 一夫

紹介議員 中山 福藏君

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一五一五号 昭和四十一年三月三十一日受理

クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 名古屋市港区名港通三ノ一三 浅井 勝

紹介議員 青柳 秀夫君

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一五二六号 昭和四十一年三月三十一日受理

クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 札幌市北八条西四丁目札幌クリーニグ協同組合理事長 勝木儀雄

紹介議員 竹田 現昭君

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一五三三号 昭和四十一年三月三十一日受理

クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 京都市中京区新島丸二条上ル京都府クリーニング環境衛生同業組合

内 石原正三

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一四二六号 昭和四十一年三月二十六日受理

心臓手術に要する供血制度改善に関する請願

請願者 東京都八王子市高尾町一、七六六 花田惣外十三名

紹介議員 佐野 芳雄君

心臓病手術に要する供血制度を改善するため、左記事項の実現を図られたい。

一、国や地方公共団体によって公共的な供血機関を増設すること。

二、日赤の献血血液を使用する場合、血液代（完血代）にあたる二百CCにつき五百円の徴収をはずすこと。

三、患者又は家族の要請があった場合には、病院は日赤又は公共的供血機関の血液を使用するよう義務づけること。

理由

一、心臓の手術には多量の血液（保存血、新鮮血）を必要とするが、多くの場合、完血が使用され、血精肝炎の発生など、障害が起ること

が少なくない。

二、政府は、昭和三十八年以来献血運動を推進しているが、依然としてきれいな血液だけを扱う公共的な血液銀行は少なく、預金制度をとり入れた商業血液銀行の存続によって、大半は完血によつて需要は満たされている。

三、現行制度のもとでは、きれいな血液を使用する場合、患者の家族は知人にたのんで、居住地の日赤の血液銀行に指定献血を行なうが、居住地に日赤血液銀行がない場合や辺境地の場合、この献血は困難である。

四、それにこの献血手帳をもって入院しても、病院所在地の日赤血液銀行の供血能力が低い場合や新鮮血については手帳は使えない。また、病院によつては採血する商業血液を指定される例も多い。見知らぬ土地で同型の血液提供者を何十人

も集めることはなほ困難である。

五、さらに日赤血液銀行の血液を使用した場合は、完血を購入したときと同様に、商業血液の預金を使用するより二百CCにつき五百円高くなる。これは商業血液の存続を助ける結果となり、この預金に常習完血者の入りこむ余地を残している。

第一四二七号 昭和四十一年三月二十六日受理

心臓病の子供に対する育成医療助成拡充に関する請願

請願者 東京都八王子市高尾町一、七六六 花田惣外十三名

紹介議員 佐野 芳雄君

心臓病で苦しんでいる子供を救済するため、左記事項の実現を期せられたい。

一、全国の心臓病の子供に対する実態調査を行ない患者数をあきすること。

二、この資料に基づいて心臓病の子供の社会復帰のために治療助成計画と予算を確立すること。

三、同時に末端で行なわれている適用の制限をなくすること。

四、末端行政機関にこの制度の趣旨を徹底すること。

理由

心臓病の子供は、その治療費が高く、しかも毎日のからだの維持費に相当の経済的負担がかかるため、多くの親は手術費を工面することができず、みすみす手遅れとなり、「死を待つのみ」という事態を招いている事例が少なくない。

政府においては、昭和三十九年度から心臓病の子供を不自由な見と同等に「育成医療」の対象にしたが、その治療費助成予算が少なく、末端ではこの制度を利用できない例が非常に多い実情である。

第一四四五号 昭和四十一年三月二十八日受理

理

理

理

理

理

理

理

理

理

理

理

理

理

理

理

理

理

理

理

理

理

理

理

老後の生活完全保障のための年金制度の根本的改革に関する諸願

請願者 山口県長門市東深川長門市老人クラブ連合会内 谷川保一外二千五百五十一名

紹介議員 二木 謙吾君

この諸願の趣旨は、第九四号と同じである。

第一四五二号 昭和四十一年三月二十九日受理

国民健康保険事務費全額国庫負担に関する諸願

請願者 福岡市西浜町二丁目 北風伊勢松外六名

紹介議員 鬼木 勝利君

国民健康保険事務費の国庫負担を實質十割とするよう強く要望する。

理由

一、国民健康保険財政は、近時医療費の急激な増高によりきわめて窮迫し破局の危機にひんしている。

二、このような事態は、政府の財政措置不十分のまま制度の改善、緊急是正による医療費引上げ等に基因するものである。

三、国保事務費については、年々多少の交付金の増額がなされているが、なお所要経費の五十パーセントに達していない。(別紙福岡市の実例表添付)

四、この不足分は、毎年度一般会計からくりいれて、事業の運営に努めているが、逐年悪化しつつある地方財政では困難である。

第一四六七号 昭和四十一年三月二十九日受理

健康保険、共済改悪反対及び医療保障確立に関する諸願

請願者 大阪府堺市春日通四ノ二四 丸井孝夫外千九百名

紹介議員 大倉 精一君

この諸願の趣旨は、第一八号の第五項のかわりに左の一項目を加えたものと同じである。

一、当面健保に三割、各種共済短期二割、日雇健

保八割、国民健保に五割以上の定率国庫負担を行なうこと。

第一四六八号 昭和四十一年三月二十九日受理

健康保険、共済改悪反対及び医療保障確立に関する諸願

請願者 大阪府堺市京町通一ノ一五 佐藤順治外四千五百名

紹介議員 岡 三郎君

この諸願の趣旨は、第一八号と同じである。

第一四六九号 昭和四十一年三月二十九日受理

健康保険、共済改悪反対及び医療保障確立に関する諸願

請願者 東京都豊島区池袋二ノ三三 新井洋子外四千八百名

紹介議員 相澤 重明君

この諸願の趣旨は、第一八号と同じである。

第一四七〇号 昭和四十一年三月二十九日受理

健康保険改悪反対及び医療保障確立に関する諸願

請願者 大阪府堺市出島町三ノ二四〇 近藤宗外二千五百名

紹介議員 秋山 長造君

健保三法改悪、国保保険料引上げ、医療保険の総合調整と療養費払い、差額徴収、不当審査、監査、減点、診療報酬の支払い遅延、厚生年金国民年金失業保険の改悪、調整年金の実施等に反対し、左記事項の早急実施を要望する。

一、当面健保には三割以上、国保には五割以上定率国庫負担すること。

二、差別診療、制限診療を撤廃すること。

三、八割概算払いを即時実施し、支払い期日を法制化すること。

四、まともな医療が行なえるよう診療報酬を国と資本家負担によつて五割以上単価で引き上げること。

五、生活保護基準を即時二倍に引き上げること。

理由

一、政府は今国会に、保険料率の引上げと標準報酬上限の引上げを内容とする健保三法改悪案を提出しているが、これは労働者から直接二百八十三億円を収奪しようとするものであるだけでなく、政府はこの改悪を突破口として医療保険の総合調整などの抜本的改悪をおしすすめようとしている。

二、また、政府は官公立病院を先頭とする医療機関の差額徴収を放任し、低所得層がまともな医療を受けることを困難にしている上に、物価値上げのもとで生活保護基準を非人間的な低水準におさえつけている。

三、いっぽうでは、政府は、低診療報酬をくぎづけにしている上に、支払いを遅延させ、不当な審査、監査、減点を強行するなど、医療機関に対する圧迫をつよめ、医療保険の改悪と表裏一体に国民医療の破壊を深刻にしている。

四、もともと保険の赤字がふえるのは、国民の健康と医療をかえりみないで、軍国主義復活の政治をすすめている政府の責任である。

五、すべての病氣や負傷は、国と資本家が費用を負担して治療できるようにするのが当然である。

第一四七一号 昭和四十一年三月二十九日受理

健康保険改悪反対及び医療内容充実に関する諸願

請願者 大阪市東淀川区淡路新町一三〇 中川末吉外千二百三十名

紹介議員 阿部 竹松君

保険料の値上げ、患者負担の増額、給付の切下げ等被保険者の負担増大を図る健康保険制度の改悪に絶対反対するとともに、医療保障確立のため、医療内容を充実するよう、左記事項をすみやかに実施されたい。

一、健康保険財政の赤字は、全額国庫負担により補てんすること。

二、すべての健康保険の療養給付は、本人、家族とも十割給付にすること。

こと。

第一四八七号 昭和四十一年三月三十日受理

衛生検査技師国家試験の地方自治体移譲反対に関する諸願

請願者 東京都港区芝白金三光町一三八 北里大学内社団法人日本衛生検査技師会会長高橋卯吉

紹介議員 龜田 得治君

地方制度調査会は、衛生検査技師の身分取得の資格要件である試験の実施について、これを都道府県知事に移譲すべきであるとしているが、左記理由により反対であるから、現行制度のまま存置されたい。

理由

一、臨時行政調査会は、衛生検査技師の業務の重要性と高度の技能、学術を必要とすることの認識を深め、近い将来業務制限にすべきであると答申し、国家試験の地方自治体移譲についてはこれを削除している。

二、衛生検査業務の重要性から考えれば、医師、歯科医師、薬剤師、看護婦等となら異なることとはない。

三、医療部門における重要な業務であることが深く認識され、この職種の養成が各種学校から短大三年制へ、また四年制大学の増設への動きも活発化している。

四、衛生検査技師学校及び養成所の存在しない府県が二十六府県もある中で、この点からも府県単位で試験を実施するのは適当でない。

五、現在は全国数ブロックで試験を実施しているこれを四十六都道府県で実施することにすれば、試験に要する費用の無だははなはだしい。

六、試験委員は主として医学部の設置してある大学あるいは大病院から選定する必要があるが、都道府県レベルでは一部を除いては県管轄区域内では得られない。

七、全国レベルの統一が図られず、資質の低下をきたすおそれがある。

八、衛生検査技師の業務は限らない発展が続き、資質の向上が要求される。

第一四九二号 昭和四十一年三月三十日受理
戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の不均衡
是正に関する請願

請願者 宮崎市別府町三宮崎県傷病軍人会

内 伊地知武吉外一名

紹介議員 平島 敏夫君

公務傷病が原因で死没し、現に、恩給法により公務扶助料をうけている者及びいわゆる三号扶助料をうけている者で、特別給付金(二十万円)を支給されていない者に特別給付金を支給して不均衡を是正されたい。

理由

一、旧軍人等で昭和三十八年四月一日すでに戦没者等(業務上の死亡を含む)の妻に対しては、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法により二十万円の特別給付金が支給されているが、同年四月二日以降の死没者(死亡の原因が公務に起因し公務扶助料をうけている場合を含む)の妻は除外されている。これは、死没及び公務傷病のり傷病の時期を厳しく制限しているため、著しい不均衡である。

二、恩給法によるいわゆる三号扶助料等を現にうけているにもかかわらず、戦没者特別給付金からまったく除外放置されている戦傷病者の死亡時に妻であった者(項及び款の症者)も、この法律の対象とし特別給付金を支給すべきである。

第一五〇七号 昭和四十一年三月三十日受理
戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の不均衡
是正に関する請願

請願者 徳島県板野郡北島町新喜来 新居

幸男

紹介議員 紅露 みつ君

この請願の趣旨は、第一四九二号と同じである。

第一四九三号 昭和四十一年三月三十日受理
戦傷病者等の妻に対する特別給付金の不均衡是正
に関する請願

請願者 宮崎市別府町三宮崎県傷病軍人会

内 伊地知武吉外一名

紹介議員 平島 敏夫君

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案にはきびしい制限規定があり、はなはだしく不合理であるから、左記のごとくすみやかに是正されたい
一、公務傷病をうけた時期を、昭和十二年七月七日以降に限るという制限を廃止すること。
二、支給対象を第五項以上のみを戦傷病者の妻とする制限を廃止すること。

理由

三、公務傷病による障害程度の認定(資格取得条件)の日を昭和三十八年四月一日とする制限を廃止すること。

理由

一、この法案では、公務によるり傷病の時期を昭和十二年七月七日以降のものに限定しており、日清、日露戦争、第一次大戦及び満州事変等で戦傷病者となった者の妻は除外されているが、これら戦傷病者の妻は、この法案の対象となっていないものよりも長期にわたって身体的に戦傷病者である夫を助け、その家計を守り、子女を養育してきたにもかかわらず特別給付金が支給されないのは、重大な不均衡であり、この法案の本来の目的に反する。

二、この法案では、現実に公務傷病による障害が重症であつて、法的にも不具、廃疾の状態にある第六項ないし第七項及び生涯回復することのない公務傷病に苦しむ第一款ないし第四款症程度の障害をのこす戦傷病者の妻は除外されているが、このことは、戦傷病者の妻がおかれている特別な事情を理解しないばかりでなく(三)に示す理由でも明らかになつて不均衡である。

三、この法案では、受給資格取得条件として第五

項以上の障害をのこす時期を昭和三十八年四月一日としており、従つて、同日において第五項以上の程度の障害があればその後、障害の程度が第六項以下となった戦傷病者の妻も対象とされている。これは戦傷病者の妻のおかれている特別の事情及びこの法案の立法の趣旨からも当然である。しかし、現在の公務傷病による障害の程度が特別項ないし第五項以上であつても、昭和三十八年四月一日において第六項以下であつた場合は対象とされず除外されている。これは、公務傷病による症状がきわめて永続的で流動的であるという医学的常識及び関係各法律の規定を否定するもので著しく不均衡である。

第一五〇八号 昭和四十一年三月三十日受理
戦傷病者等の妻に対する特別給付金の不均衡是正
に関する請願

請願者 徳島県板野郡北島町新喜来 新居

幸男

紹介議員 紅露 みつ君

この請願の趣旨は、第一四九三号と同じである。

第一四九四号 昭和四十一年三月三十日受理
戦傷病者特別援護法是正に関する請願

請願者 宮崎市別府町三宮崎県傷病軍人会

内 伊地知武吉外一名

紹介議員 平島 敏夫君

戦傷病者特別援護法を改正して、左記事項の実現を図りたい。

一、戦傷病者相談員の増員。

二、職務関連り傷病者の身分確立と各種援護の適用。

三、国鉄無賃取扱いの是正、介護者の制限の廃止。

四、国鉄乗合自動車の適用。国鉄、公民堂交通機関の割引。乗車券の定期券化。

五、休養施設の設置及び収容。

六、恩給診断の無料取扱い。戸籍書類の無料交付。

七、補装具の種類、支給基準の改善。

八、国民金融公庫が行なう傷病恩給、障害年金担保融資額の増額(現行三十万円を六十万円に)。

九、公営住宅の優先割当等。

十、子女の育英(授業料の免除及び育英資金の優先貸与)。

十一、放送受信料の免除。

十二、葬祭料の支給(長期療養のみの制限廃止)。
十三、結核回復者後援施設への収容。通院手当予後手当の支給。
十四、長期療養者の家族見舞旅費、援護手当の支給。
十五、公務傷病による所得給付を生活保護法の収入対象からの除外。
十六、身体障害者雇用促進法の特別規定の設置。
十七、専売品の販売、官公營施設の売店優先許可。製作品の優先購入。
十八、社会福祉法人戦傷病者会館が行なう福祉事業に対する助成。
十九、財団法人日本傷病軍人会(支部を含む)に対する援護、福祉事業等の委託及び助成。
二十、戦傷病者援護審査会(仮称)の設置。
二十一、戦傷病者援護強調週(月)間の実施。

理由

第四十三国会において、戦傷病者特別援護法が制定され、戦傷病者の身分、国家補償による援護の方向が明らかにされたが、当初規定された援護はこの法律が制定される以前から行なわれていたものを統合したもので、その後、ごく一部の手なおし程度の改正が行なわれただけで根本的な是正はなく、従つて、戦傷病者に対する現在の援護は、他の社会保障制度と比較しても多くの問題が残されている。

第一五〇九号 昭和四十一年三月三十日受理
戦傷病者特別援護法是正に関する請願

請願者 徳島県板野郡北島町新喜来 新居

幸男

紹介議員 紅露 みつ君

紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第一四九四号と同じである。

第一四九五号 昭和四十一年三月三十日受理
戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金、同一時金に係わる不均衡は正に関する請願

請願者 宮崎市別府町三宮崎県傷病軍人会
内 伊地知武吉外一名

紹介議員 平島 敏夫君

戦傷病者に対する障害年金、同一時金（以下年金一時金という。）の支給要件及び支給範囲は全く均衡を失し、かつ、狭あいにて旧軍人に対する取扱いは著しく不均衡であるから、すみやかにこのような不均衡を是正するため、次の各問題点を解決されたい。

一、本邦等で勤務に關連して生じた旧軍人、旧準軍人の傷い、疾病に対し障害年金を支給すること。

二、年金、一時金の支給範囲の制限（旧軍人は第六項症まで、旧軍人以外は新第三款症までに制限されている。）を廃止して恩給法同様新第五款症までに支給すること。

三、年金、一時金の選択の制限（年金か一時金かの決定は、職権により一方的に決定されている。）を廃し受給権者に年金、一時金の選択の自由を与えること。

第一五一〇号 昭和四十一年三月三十日受理

戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金、同一時金に係わる不均衡は正に関する請願

請願者 徳島県板野郡北島町新喜来 新居

幸男

紹介議員 紅露 みつ君

この請願の趣旨は、第一四九五号と同じである。

第九号中正誤

ハ 段 行 誤

正

四 四 労働者

労働者

〃 〃 緩慢

緩慢

五 三 終わりから

景気

〇 三 影気

景気

〇 〇 ありませすが

ありませんが

二 〇 電々

電電

二 九 むしろ

むしろ

昭和四十一年四月二十一日印刷

昭和四十一年四月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局